

評価の方法について (案)

- ・ 法第 28 条第 1 項に定める毎事業年度の評価は、同条第 2 項に基づき法人が自ら行った評価を受け、法第 28 条第 4 項及び条例第 2 条に基づき評価委員会の意見を聴き、設立団体の長（市長）が実施する。
- ・ 評価は、中期目標に掲げた各事項をそれぞれ、「アクションプラン」、「戦略」、「目標」と位置づけ、それぞれのレベルで実施する。
- ・ 評価の体系は、ロジックモデルを基礎に構築し、アウトプットをはじめ、アウトカムやインパクトに着目した指標や目標を設定する。
- ・ 法第 28 条第 1 項第 1 号（毎年度）に定める評価は、「アクションプラン」を対象に実施する。
- ・ 法第 28 条第 1 項第 2 号（4 年度）及び 3 号（5 年度）に定める評価は、「アクションプラン」、「戦略」、「目標」のすべてを対象に実施する。
- ・ 「戦略」の評価については、事業開始の翌年度（2 年度）末にも実施する。
- ・ 「戦略」と「目標」については、アウトカムの観点から、設立団体の長が評価委員会の意見を聴いて指標及び目標値を定める。
- ・ 「アクションプラン」については、アウトプットの観点から、法人自らが指標及び目標値を定める。

【参考】地方独立行政法人法第 28 条第 1 項各号

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第 28 条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 1 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 2 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 3 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

	単年度（1年間）	中期期間（5年間）
第 1 号	1 年目 実績	
	2 年目 実績	
	3 年目 実績	
第 2 号	4 年目 実績	5 年間 ※実績見込
第 3 号	5 年目 実績	5 年間 実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。